

令和4年10月以降の介護職員処遇改善手当の支給について

- 令和4年2月分から支給していた支援金については、支援補助金の入金前に皆さんに支給していましたが、介護保険法の改正により、10月からは介護報酬の加算に変更されました。これに伴って、10月以降については、介護報酬の入金（提供月の2か月後）を確認してから支給することとし、12月給与から毎月支給に変更となります。

※対象職員は収入・職種に関係なく派遣職員以外の全職員

A.夜勤業務のある介護職員

B.日勤業務の介護職員

C.非常勤職員の場合は勤務時間数により算出

D.上記以外の職員

支給日； 毎月の給与時

◎支給額は月によって変動します